

第6次 習志野市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく
地域で安心して暮らし続けるために
(令和2年度 ～ 令和7年度)



ふくっぴー

習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。



社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会

会 長 あ い さ つ

習志野市社会福祉協議会は、平成 6 年に地域福祉活動を推進する計画として第 1 次習志野市地域福祉活動計画を策定し、以来 25 年間に渡り時代の要請と住民の皆様の要請に応えるため、その実現に取り組んでまいりました。

地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法が 2017 年 5 月に成立し、2018 年 4 月に施行されました。このような国の動向を踏まえ習志野市が策定した「地域福祉計画」をもとに、地域住民とともに地域福祉を推進していくための道標としての行動計画となる「第 6 次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

現在、少子高齢化の進展、単身世帯数の増加、家族内の支え合いによる問題解決能力低下など地域課題は複雑・多様化しており、従来型の個別支援だけでは解決困難な状況であります。

相互に支える、支えられるという関係を構築することによって、だれもが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が求められます。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み、「丸ごとつながる地域」をつくっていく必要があります。

ここに、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域で暮らし生きがいと共に創り、習志野市社会福祉協議会の理念とする「誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」を実現しようとするものであります。

今回、この計画には、指標と数値目標を掲げ進行管理していく所存で、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

また、地域から出た意見を本計画に反映するとともに、習志野市地域福祉計画の「基本施策」に沿い、本会で実施する福祉活動において展開してまいります。

計画の遂行にあたっては、地域住民の皆様をはじめ、各団体や関係機関の積極的なご参加・活動が不可欠であると思慮しております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたっては、「地域福祉活動推進委員会」や社協支部での調査などにおいて、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

今後とも、皆様方のより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会
会 長 海 寶 嘉 胤

目 次

1. 社会福祉協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
(1) 概要	
(2) 社会福祉協議会支部	
(3) 事務局組織図	
(4) 活動内容	
2. 地域福祉活動計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
(1) 地域福祉活動計画とは	
(2) 第2次習志野市地域福祉計画との関係について	
(3) 第6次習志野市地域福祉活動計画の策定方針	
(4) 第6次習志野市地域福祉活動計画の期間	
3. 第6次習志野市地域福祉活動計画における重点施策について・・・・・・・・・・	P6
(1) 重点施策	
(2) 実施計画の見方について	
4. 第6次習志野市地域福祉活動計画の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
(1) 第2次習志野市地域福祉計画の体系	
(2) 第6次習志野市地域福祉活動計画の体系	
(3) 実施計画	

1. 社会福祉協議会の概要

(1) 概要

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年3月に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されています。それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行なっています。各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じ福祉の増進に取り組んでいます。

本市は、昭和29年8月1日に千葉県下16番目の市として誕生しました。習志野市社会福祉協議会(以下、「当協議会」という。)は、習志野市と連携を図るなかで、設立に向け民生委員・児童委員を中心とする発起人会を結成し、関係団体の代表者を招いて地域における福祉問題について話し合いを深めたのち、設立総会に向けて規約・事業計画・予算・会費等の審議を重ねました。そして市制施行5年目の昭和34年8月に習志野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立しました。

当時は、市役所の福祉事務所に事務所を置き事務局を運営し、当協議会の業務が多忙を極めるときは、市職員の協力を得て業務を行なったこともありました。その後、昭和42年12月、厚生大臣から社会福祉法人としての設立認可を受け、習志野市の地域福祉の充実を図るために諸事業を展開しつつ、昭和44年9月には当協議会単独の事務所を設け事業展開を始めました。更に昭和57年、習志野市総合福祉センターが開設されたのと同時に事務局を習志野市総合福祉センターに移し、令和元年8月で創立60周年を迎えました。

(2) 社会福祉協議会支部

地域福祉推進の基礎的組織体としての社会福祉協議会支部(以下、「社協支部」という。)は、昭和36年、地域の実情に即した福祉活動を組織的に進めるため、連合町会を中心母体とした社協支部の組織化について検討が重ねられました。翌年の昭和37年度には谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、大久保、実籾及び、東習志野に支部が結成され、その後、昭和40年度には屋敷、若松(若松支部は、昭和51年度に東習志野支部に編入)、昭和44年度に花咲、袖ヶ浦、昭和49年度に鷺沼台、昭和62年度に香澄、平成元年度に秋津、平成9年度に津田沼北部、平成15年度に本大久保、平成16年度に谷津西部支部が結成され、現在16地域の支部が活動しています。

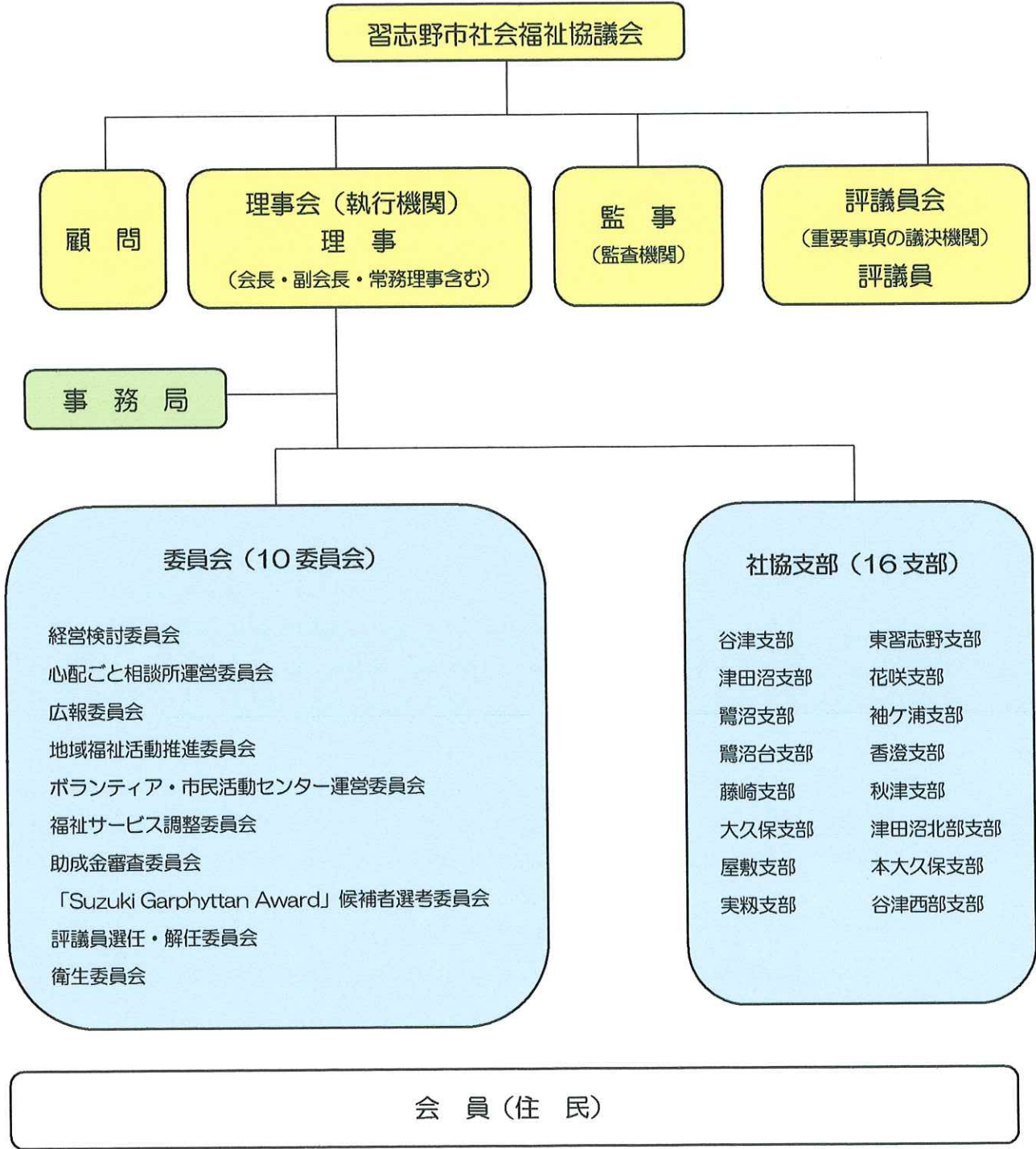
また、支部活動を推進していくために活動拠点が必要であることから、平成9年度より順次支部事務所を設置し、現在では全ての支部で支部拠点が設置済みとなっています。

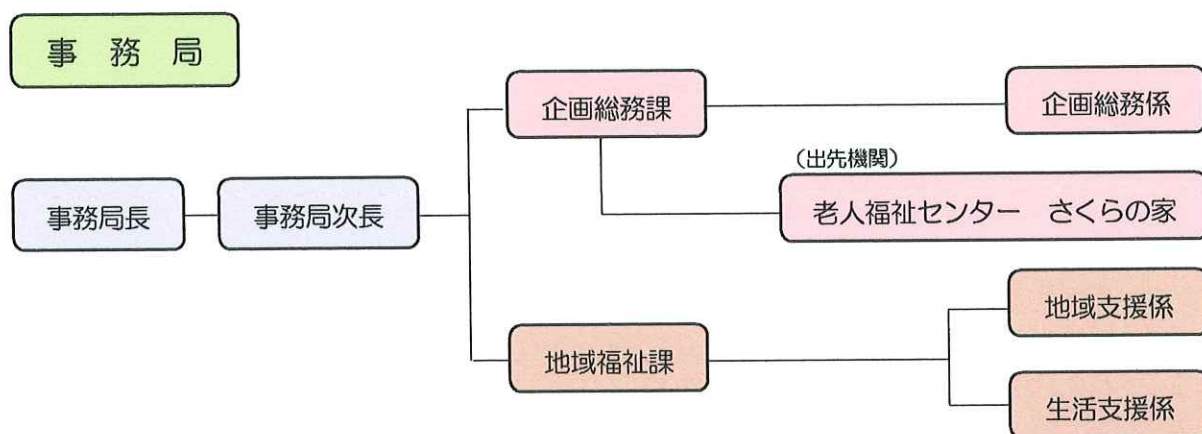
社会保障制度を含む社会福祉は大きく進展し、公的な福祉サービスも利用者自らサービスを選択し、自らの意志に基づいて利用する利用者本位の制度へと大きく変化しました。しかしながら、いかに公的福祉サービスが充実しても住民の生活課題の総てを公的福祉サービスで対応することはできません。この公的福祉サービスでは対応できない生

活課題や、公的福祉サービスの不十分な部分について対応することにより、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も地域で共に生活することができる地域づくりが求められてきました。

当協議会における各支部活動は、これらの課題に対応するため、生活課題を持つ人々と生活圏域を同じくする住民が主体となって参加協力し、身の回りにある生活上の様々な問題についてみんなで話し合い、対策を立て役割を分担し、協力体制を整えながら、問題解決のために地域住民による自主的な福祉活動を進めていく組織活動です。

(3) 事務局組織図





(4) 活動内容

ここでは、当協議会が取り組んでいる事業を掲載しています。6か年の本計画に加え、以下の事業についても、地域住民の皆様のご支援ご協力をいただきながら、取り組んでまいります。

(さまざまな広報媒体を活用した地域福祉活動の周知・情報発信)

- ・広報紙「ふくし習志野」の発行
- ・Facebook（SNS）での情報発信
- ・社協支部広報紙の発行
- ・ボランティア・市民活動センターだより「風車」の発行
- ・ボランティア24時間テレホンサービスの提供
- ・社協掲示板（47箇所）の設置

(ボランティア・市民活動センターの運営)

- ・ボランティア相談・紹介・募集
- ・ボランティア活動保険の受付
- ・各種交流会、ボランティア養成講座の開催

(災害時支援)

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営

(福祉教育の推進)

- ・想いを届ける出前講座の紹介
- ・福祉教育のパッケージ指定実施
- ・福祉関係図書・DVD・福祉機器の貸出し

(福祉機器の貸出し)

- ・車イスの貸出し
- ・車イスのまま乗り降りできる福祉車両の貸出し

(各種相談等)

- ・心配ごと相談所の運営
- ・さくら相談
- ・総合相談の受付
- ・福祉資金の貸付
- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・寄付の受付
- ・後援申請の受付

(社協支部活動)

- ・市内16社協支部の設置
- ・地域福祉推進事業の実施
- ・ひとり暮らし高齢者食事サービス事業の実施

(子育て支援)

- ・ふくっぴーファミリーサロンの運営

(指定管理)

- ・老人福祉センター「さくらの家」の管理運営
- ・各種講座・行事の開催
- ・健康維持・介護予防事業の実施
- ・地域福祉センター「いずみの家」の管理運営
- ・各部屋の貸出し
- ・各種講座・行事の実施

(千葉県共同募金習志野市支会)

- ・赤い羽根・歳末たすけあい募金運動の実施
- ・共同募金活動への理解促進
- ・街頭募金の実施
- ・イベント募金の実施
- ・共同募金ボランティアの養成

(助成金の交付)

- ・当事者団体・ボランティア団体等への助成

(チャリティーイベント)

- ・福祉イベント「これが吹奏楽だ！」の実施

(収益事業)

- ・自動販売機、月極駐車場の運営

2. 地域福祉活動計画の概要

(1) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するもので、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行なう者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、また、障がいがある人もない人も、地域で暮らすすべての人が、住み慣れたまちにおいて、安心していきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現をめざす計画です。

(2) 第2次習志野市地域福祉計画との関係について（位置づけ）

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。主に公的福祉サービスの基盤整備に責任を持って地域福祉を全般的に推進するための行政計画で、「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係性は、相互に独自の役割を果たしながら、地域福祉推進にあたり連携を保ち、補完し合うための関係性で、整合性を保持することが必要となってきます。

(3) 第6次習志野市地域福祉活動計画の策定方針

本計画は、習志野市が策定した「習志野市地域福祉計画」、そして、前計画である「第5次習志野市地域福祉活動計画」をもとに、地域住民と共に地域福祉を推進していくための道標（道しるべ）となる14の重点施策（本書P12～13に記載）を明らかにし、その実現に向けて現状と課題を整理し、目指すべき方向性をより具体的に定めます。

国が定める「地域共生社会（※注1）」の実現を踏まえ、習志野市地域福祉計画の「基本理念」を実現するために設定された4つの基本目標と、それぞれの基本目標に明らかにされた基本施策に沿い、また、社協支部と意見交換の場を設け、地域から出た意見を本計画に反映し、本会で実施する福祉活動において計画を策定し展開を図ります。

注1） 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこと。

(4) 第6次習志野市地域福祉活動計画の期間

この計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間を期間とします。その間、地域の現状や取り組みの進捗状況などについては、毎年2回実施する「地域福祉活動推進委員会」で報告し検証します。令和4年度に、この計画を検証するプロジェクトを立ち上げ、福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、前期2か年の計画を検証し、後期3か年に計画に反映します。

3. 第6次習志野市地域福祉活動計画における重点施策について

(1) 重点施策

① 社協支部活動の充実

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。当協議会が取り組んでいる社協支部活動は、それぞれの地区の住民で構成され、地区の住民の皆様と一緒に様々な地域福祉活動を展開しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、社協支部が取り組んでいる「地域福祉事業」や「ひとり暮らし高齢者食事サービス事業」を更に発展させていきます。特に「住民参加型家事援助等サービス事業」や「ふれあい・いきいきサロン」、「地域サロン」、「子育てサロン」といった事業の担い手に、ひとりでも多くの住民に参画していただくよう促していきます。

② ボランティア活動の推進

ボランティア活動をしたい人の相談、登録や、ボランティアを必要としている人や団体とのコーディネートに取り組みます。また、高齢化に伴い活動が難しくなっているボランティア団体が、継続的に活動していけるよう支援をしていきます。更に、若い世代が、働きながらあるいは、学校に通いながら携われるボランティア活動の研究に取り組みます。

③ 福祉教育の推進

子どもの発達段階に応じた福祉教育の実践をより効果的に進めるため、引き続き、中学校区の小・中学校と近隣の高等学校をパッケージで指定し、学校と地域が連携して福祉教育を推進していきます。

また、夏休みを利用して市内各所でボランティア体験をする学生向けの「夏ボラ説明会」や社協支部や当事者団体、当事者を支援している団体など地域のさまざまな団体と連携・協働して、住民向けの講座を実施するなど、バリアフリーへの理解促進を図ります。

④ 災害に備えたボランティア活動の推進

「習志野市地域防災計画」の中で、「災害ボランティアセンター」は、災害の規模や被害状況を基に当協議会が判断し、開設運営することになっています。災害時に備えて、ボランティアとして活躍いただくボランティアの養成や募集をしていきます。

⑤ 心配ごと相談所

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「身近な相談窓口」としてサンロード津田沼や東習志野コミュニティセンターで実施している「心配ごと相談所」の運営を行ないます。相談者の悩みや不安を受け止め、具体的な課題解決に努めます。

⑥ 総合相談援助（生活支援）の充実

相談者の相談内容が多様化し、当協議会だけでは相談者の生活課題を解決することが難しくなっていることから、当協議会内部の体制づくり、各種関係機関との連携を図り、相談者の生活課題の解決を図ります。

⑦ 生活困窮者の自立支援の推進

生活困窮者自立にむけた生活相談・福祉資金貸付相談対応を行なうため、「らいふあつぷ習志野」や関係機関と連携を図ります。また、低所得者等世帯が一時的に生活資金が不足した際のつなぎとして実施している福祉銀行（一般貸付金・応急援護費）貸付事業については、未償還者の増加による原資の減少と寄付金の減少などの課題があります。督促業務の強化及び習志野市役所生活相談課との緊密な協力関係の基に、未償還金の返済について見直しを進めていきます。

⑧ 福祉サービス利用援助事業

判断能力の低下した方に対し、社会生活上不利益を被ることのないように、本人の意思を最大限に尊重した支援を実施する「福祉サービス利用援助事業」の更なる普及のため、出前講座を実施していきます。また、サービスを提供する「生活支援員」の養成や、利用者のさまざまな要望に対応していくために専門機関との連携が必要です。必要な方に支援が行き届くようこれらの制度の普及を図ります。

⑨ 成年後見事業の充実

平成30年度より運営を開始した「成年後見センター」において、認知症・知的障がい・精神障がい等の方が、不動産・預貯金の管理や日常生活に必要な契約等においてトラブルや被害を受けることがないよう、その方の権利擁護に努めています。福祉サービス利用援助事業同様、必要な方に支援が行き届くよう「成年後見制度」そして「成年後見センター」の周知、更に制度の担い手である市民後見人の養成に取り組んでいきます。また、今後当協議会として法人後見の実施についても検討をしていきます。

⑩ 地域福祉センターの運営

地域福祉センター「いずみの家」は、地域福祉の推進を図る方々に利用していただくことを目的とした施設です。市内の地域福祉活動が充実していくよう、地域福祉センター「いずみの家」利用促進を図るだけでなく、現在利用している団体が気持ちよく利用していただける施設運営に努めます。

⑪ 老人福祉センターの充実

老人福祉センター「さくらの家」は、習志野市民で60歳以上の方に利用いただく施設です。高齢者の健康増進や仲間づくり、憩いの場として多目的に利用していただいています。老人福祉センター「さくらの家」を更に多くの高齢者に利用していただくため、老人福祉センターの目的の一つともなっている「健康の増進」に繋がる講座の企画・実施に力を入れていくことで、健康維持や社会参加の場として多くの方に利用していただける施設運営に努めます。

⑫ 社協活動の理解促進

ひとりでも多くの地域住民が地域福祉活動に参画をしていただくことが、地域福祉推進の原動力となります。そのためには、社協支部と当協議会との連携はもとより、地域住民の皆様は社協活動について理解をし、賛同し支援をいただくために社協の取り組んでいる地域福祉活動の報告や周知に取り組み、地域福祉活動を充実させていきます。

⑬ 地域福祉活動の周知

ひとりでも多くの地域住民が地域福祉活動に参画いただくため、紙面や音声による情報提供のみならず、ホームページやFacebook(SNS)を活用した情報の受発信に努めます。

また、情報の受発信について効率的かつ効果的な方法について研究をしていきます。

(2) 実施計画の見方について

重点施策								
地域福祉計画との連動箇所	①	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)						
(事業名)		前期			後期			
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	◆アクションプラン							
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	③			④			
	○目指すべき方向性	⑤						
	◆アクションプラン							
	●数値目標あるいは検討・実施・継続							
	○目指すべき方向性							
	◆アクションプラン							
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続							
②	○目指すべき方向性							
	◆アクションプラン							
	●数値目標あるいは検討・実施・継続							
	○目指すべき方向性							

上から順にご覧ください。

① 地域福祉計画との連動箇所

「習志野市地域福祉計画」の基本目標、基本施策（本書P10～11に記載）との連動箇所を示しています。

（例1）「習志野市地域福祉計画」の基本目標1の基本施策1と連動している場合、1-1と記載。

（例2）「習志野市地域福祉計画」に記載されていない事業については、社協独自事業と記載。

②事業課題

重点施策を達成するために、取り組む事業において令和元年度現在課題となっていることを記載しています。

③前期

令和2年度から令和4年度の取り組み内容を記載しています。

④後期

令和5年度から令和7年度までの取り組みを記載しています。

⑤目指すべき方向性

事業課題を解消するための具体的な内容と、目指すべき方向性を記載しています。

※令和4年度は、「計画の見直し年度」とします。

令和4年度の下半期には、前期（令和2～4年度）の取り組みを検証します。その検証結果を残り3か年の後期（令和5～7年度）の計画に反映します。

4. 第6次習志野市地域福祉活動計画の基本構想

(1) 第2次習志野市地域福祉計画の体系（習志野市地域福祉計画より抜粋）

① 基本目標設定の考え方

計画の基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しています。

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

- ◇ 福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。
- ◇ すべての市民が主体的に社会参加できる環境を整備するとともに、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

基本目標2 認め合い、支えあい、助けあえるまち

- ◇ 誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めてともに活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。
- ◇ 全ての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活性化につながります。

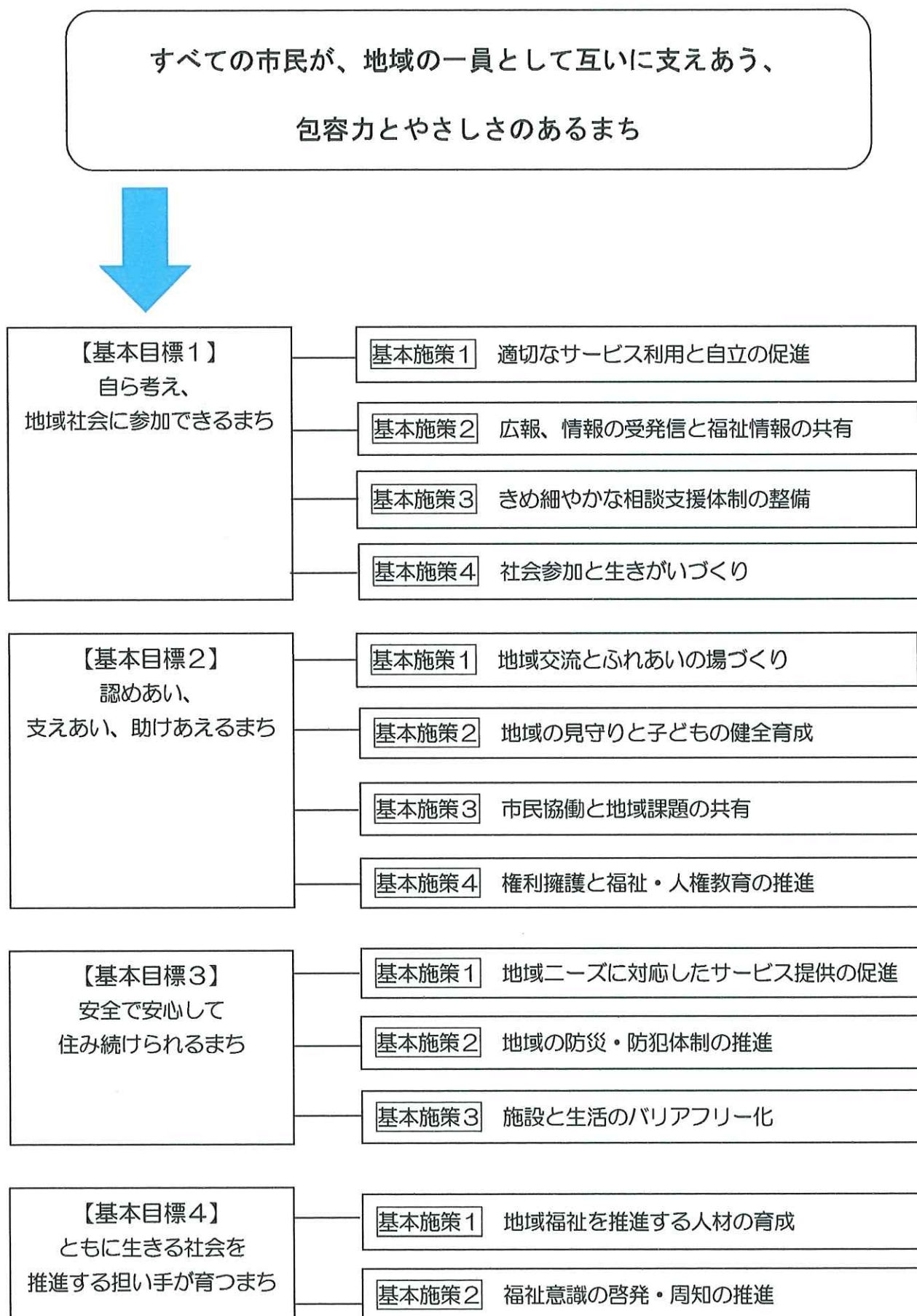
基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

- ◇ 社会生活の中で配慮が必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。
- ◇ バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、さらに地域のつながりや各団体等の活動等のソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

- ◇ 地域福祉計画の目指す社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。
- ◇ そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基いた福祉文化の創造・発展につなげます。

② 施策の体系



(2) 第6次習志野市地域福祉活動計画の体系

◆理 念 誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるために

◆基本目標 ①市民協働による「ソーシャルインクルージョン（社会的包容）」の取り組みの推進
②地域福祉を推進する人材育成
③生活困窮者の自立支援の推進
④災害時に備えたボランティア活動の推進

【重点施策】

1 社協支部活動の充実	①住民参加型家事援助等サービス事業における社協支部とボランティア・市民活動センターの連携 ②住民参加型家事援助等サービス事業担当者会議の実施 ③地域サロン事業の設置数拡大 ④地域サロン交流会の実施 ⑤ふれあい・いきいきサロン担当者会議の実施
2 ボランティア活動の推進	①ボランティア・市民活動センターの普及PR ②ボランティアの相談・紹介・募集・育成 ③地域課題の継続的な取り組み ④市民力レッジ等との協働 ⑤市認定ヘルパーの養成及びシニアサポーターの育成 ⑥サポートボランティアの育成
3 福祉教育の推進	①福祉体験を通じたバリアフリーの理解促進 ②夏ボラ説明会の実施
4 災害に備えたボランティア活動の推進	①災害ボランティアセンターの設置及び運営 ②災害ボランティア活動の推進 ③災害支援ボランティアの育成
5 心配ごと相談所	①周知啓発 ②関係機関との連携
6 総合相談援助（生活支援）の充実	①ワンストップ機能の徹底 ②関係機関との連携
7 生活困窮者の自立支援の推進	①生活困窮者の自立に向けた支援の推進 ②福祉資金貸付相談（福祉銀行貸付事業） ③福祉資金貸付相談（生活福祉資金貸付事業）

8 福祉サービス利用援助事業	①福祉サービス利用援助事業の理解・促進 ②生活支援員の養成・育成 ③他機関との連携
9 成年後見事業の充実	①相談機能の向上 ②利用促進につながる普及啓発の実施 ③市民後見人の養成・育成 ④法人後見の実施検討
10 地域福祉センターの運営	①いずみの家の利用促進 ②ボランティア団体支援
11 老人福祉センターの充実	①さくらの家の認知度向上、魅力ある施設運営 ②さくらまつりの開催及びサークル活動の支援
12 地域福祉活動の周知	①広報紙「ふくし習志野」やホームページの充実 ②Facebook（SNS）の効率的かつ効果的な情報の受発信
13 第6次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の確認、見直し及び評価基準の検討	
14 第7次地域福祉活動計画の策定	

(3) 実施計画

重点施策	1. 社協支部活動の充実						
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
住民参加型家事援助等サービス事業	◆アクションプラン	住民参加型家事援助等サービス事業における社協支部とボランティア・市民活動センターの連携					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
市内社協10支部で実施している「住民参加型家事援助等サービス」事業は、「向こう三軒両隣 困ったときの助けあい」の精神で住民協力員による家事援助活動として実施しています。	○目指すべき方向性	地域住民が住み慣れた地域で安心して生活していくために、住民参加型家事援助等サービス事業の開設や、ボランティア・市民活動センター登録のボランティア等との連携を図ります。					
	◆アクションプラン	住民参加型家事援助等サービス事業担当者会議の実施					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	住民参加型家事援助等サービス事業の充実を図るため、担当者会議を実施します。					
(事業課題)							
協力員の不足と高齢化により全支部での実施ができていません。 平成29年から開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手としてボランティア・市民活動センターに登録しているボランティアとの連携が必要です。							

重点施策	1. 社協支部活動の充実						
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-1～2-3、3-1～3-2、4-1	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」事業	◆アクションプラン	地域サロン事業の設置数拡大					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	44	50	56	62	68	74
社協16支部で実施している「ふれあい・いきいきサロン」事業は、地域にお住まいの方が気軽に集える場所をつくることで、「地域の仲間づくり」、「出会いの場づくり」、「健康づくり」などを目的とした活動をしています。 また、社協支部以外の地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で開催している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいつくり、閉じこもり予防・介護予防などを行なう地域住民の集まりに対して助成を行なっています。	○目指すべき方向性	地域住民が住み慣れた地域で孤立せずいつまでも安心して生活していける地域づくりにつなげていくため、「地域サロン」の開設を促進します。					
	◆アクションプラン	地域サロン交流会の実施					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	検討			実施		
	○目指すべき方向性	「地域サロン」事業の充実だけでなく、担い手同士のふれあいの場、生きがいつくりにも繋がるよう、交流会を実施します。					
	◆アクションプラン	ふれあい・いきいきサロン担当者会議の実施					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
サロン協力員の不足と高齢化。そして、自力で参加が困難な方、あるいは、引きこもりがちな方、などの課題を抱えている方々に参加していただく仕組み作りが必要です。	○目指すべき方向性	「ふれあい・いきいきサロン」事業の充実を図るため、担当者会議を実施します。					

重点施策	2. ボランティア活動の推進						
地域福祉計画との連動箇所	3-3、2-2、1-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
ボランティア・市民活動センター	◆アクションプラン	ボランティア・市民活動センターの普及PR					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
ボランティア活動をしたい人の相談、登録や、ボランティアを必要としている人や団体とのコーディネートを行なっています。また、ボランティアを必要としている人や団体、社会の要請によって、新たなボランティア活動の育成にも取り組んでいきます。	○目指すべき方向性	社協支部活動や市民活動の取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいづくりの支援をします。ボランティアを必要としている人と、ボランティアをしたい人をつなげます。 企業等にも情報を届け、社会貢献活動として地域福祉活動にも協力をしてもらえるよう働きかけをしていきます。					
	◆アクションプラン	ボランティアの相談・紹介・募集・育成					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	ボランティア活動をしたい人の相談、登録や、ボランティアを必要としている人や団体とのコーディネートに取り組んでいきます。					
	◆アクションプラン	地域課題の継続的な取り組み					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	研究			実施		
高齢化に伴いボランティア団体の解散等が目立ってきています。ボランティア団体が継続的に活動していくために個人のボランティア登録者を団体につなげていく必要性や、解散等に伴い新たなボランティア育成が必要な場合は、その育成に取り組む必要があります。 また、市内に在勤在学されている若い世代が、働きながらあるいは、学校に通いながら携われるボランティア活動の研究が必要であり、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。	○目指すべき方向性	ボランティア団体の解散等に伴う地域課題の研究、育成、市内に在勤在学している若い世代の地域福祉活動への参加を研究し、具体的な活動につなげていきます。					

重点施策	2. ボランティア活動の推進						
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-2、2-3、3-1、3-3、4-1	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
ボランティア養成講座	◆アクションプラン	市民カレッジ等との協働					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
さまざまな地域課題の解消を図るため、関係機関、当事者等と連携、協働してボランティアの養成に取り組めます。専門的な活動だけでなく、地域住民が気軽にそして継続的に活動できるボランティア活動の提案にも力を入れています。	○目指すべき方向性	市民カレッジにおいて「ボランティア」について理解していただき、地域福祉活動への理解、参加促進につなげていきます。					
	◆アクションプラン	市認定ヘルパーの養成及びシニアサポーターの育成					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	生活援助訪問型サービス事業所に所属して、軽度の支援を要する高齢者に対して生活援助を提供する「市認定ヘルパーの養成講座」受講生にボランティア「シニアサポーター」としても活躍いただくよう働きかけをしていきます。					
	◆アクションプラン	サポートボランティアの養成					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
さまざまな地域課題の解消に向けたボランティアの養成を計画的に進めていき、その育成に取り組む必要があります。	○目指すべき方向性	日常生活を送るうえで、サポートが必要な方の支援をするボランティアの養成を講義だけでなく実技を交えて行ないます。					

重点施策	3. 福祉教育の推進						
地域福祉計画との連動箇所	3-3	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
福祉教育の推進	◆アクションプラン	福祉体験を通じたバリアフリーへの理解促進					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
学校等の福祉教育での福祉体験を通じてバリアフリーの理解を広め、地域課題を解消する取り組みにつなげていきます。 また、施設やボランティア団体、社協支部などに協力をいただきながら、児童生徒に夏休みを利用して、ボランティア活動に取り組む機会を提供しています。児童生徒だけでなく、その保護者に対しても地域福祉活動への参画の重要性を伝え、地域福祉活動への参加促進に努めています。	○目指すべき方向性	市内学校の児童・生徒、町会・自治会や市内団体、企業等を対象に、福祉機器の貸出や福祉体験の実施を通して、福祉の理解と関心を高め、社会への連帯の心を育成していきます。また、当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、バリアフリーの理解を広めます。					
	◆アクションプラン	夏ボラ説明会の実施					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	夏休みを活かした、児童・生徒がボランティア活動を通じて地域の大人や社会資源と関わりを持ちながら、ボランティアに親しみ、身近に感じてもらうことを目的に行ないます。					
(事業課題)							
福祉体験やボランティア活動で培った知識を家族やご近所、地域での実践につなげていくことが課題です。							

重点施策	4. 災害に備えたボランティア活動の推進						
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-3、3-1、3-2、3-3、4-1	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
災害ボランティアセンター	◆アクションプラン	災害ボランティアセンターの設置及び運営					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
「習志野市地域防災計画」の中で、災害ボランティアセンターは、災害の規模や被害状況を基に社協が判断し、設置することになっています。 災害時における災害ボランティア活動が円滑にすすめられるよう、「災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練」や、「災害時におけるボランティア活動の重要性を啓発」、また、「災害支援ボランティアの養成」をしていきます。	○目指すべき方向性	災害の規模や被害状況に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、災害時における災害救援ボランティア活動を実施します。					
	◆アクションプラン	災害ボランティア活動の推進					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	災害時におけるボランティア活動の重要性を啓発し、災害時に活動していただくボランティアの登録を募ります。					
	◆アクションプラン	災害支援ボランティアの養成					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	検討					
災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練は、毎年実施して、災害時に当協議会が、災害ボランティアセンター立ち上げ運営をすることは、住民に周知が図れてきています。しかしながら、近年さまざまな災害が発生しており、災害時に実際に活動していただくボランティアの養成に取り組んでいく必要があります。	○目指すべき方向性	災害に応じた講義・実技によるボランティアの養成を行ないます。					

重点施策	5. 心配ごと相談所						
地域福祉計画との連動箇所	社協独自事業	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
心配ごと相談所	◆アクションプラン	周知啓発					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
日常生活上での悩みごとや困りごとなどにおいて、市内3か所（サンロード津田沼・東習志野CC・総合福祉センター）で、住民が気軽に来所し相談することが出来る『心配ごと相談所』を、民生委員や知識経験者の協力をいただき実施運営しています。相談を伺い、一緒に考え、悩みに対して適切なアドバイスや援助、また専門の関係機関（法律相談など）への橋渡しを行ないます。	○目指すべき方向性	住民が気軽に来所できる相談所として、社協支部と連携し、住民に対し心配ごと相談所の周知徹底を図ります。また、市内公共施設の協力を基とする周知徹底を図ります。					
	◆アクションプラン	関係機関との連携					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	多様化する相談内容に対応するため、社協事務局をはじめ、各関係機関との連携強化を図り、相談者の問題解決を図ります。					
(事業課題)							
心配ごと相談所に来所する相談者は減少傾向にありますが、現在の社会情勢の中で、悩みを持つ市民は増加すると考えます。 心配ごと相談所の市民への周知徹底が課題です。							

重点施策	6. 総合相談援助(生活支援)の充実						
地域福祉計画との連動箇所	社協独自事業	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合相談援助(生活支援)	◆アクションプラン	ワンストップ機能の徹底					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	継続					
地域住民の生活上の悩みごとを伺い、問題解決するために、相談者とともに生活課題を明らかにし、相談者の悩みごとを解決できるよう支援、援助を行ないます。	○目指すべき方向性	相談者の悩みを受け止め、相談者を孤立させず、生活上の悩みを受け止めます。(ワンストップ機能の徹底)さらに、相談者の生活課題を明らかにし、相談者とともに問題解決を図るべく援助を行ないます。					
	◆アクションプラン	関係機関との連携					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	継続					
	○目指すべき方向性	相談者が抱えている課題について、当協議会だけでなく、複数の関係機関と連携した支援援助を図り、適切な相談支援を行ないます。					
(事業課題)							
相談内容が多様化し、当協議会だけでは相談者の生活課題を解決することが難しくなっています。他機関と連携を図りながら、相談者の問題解決を図る必要があり、関係を構築していくことが課題です。							

重点施策	7. 生活困窮者の自立支援の推進											
地域福祉計画との連動箇所	1-1 1-3 2-2 2-4 3-1 3-3						年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)							前期			後期		
							R2	R3	R4	R5	R6	R7
自立に向けた福祉資金の貸付 相談対応	◆アクションプラン						生活困窮者の自立に向けた支援の推進					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続						継続					
生活困窮者自立支援事業においては「らいふあつぎ習志野」が習志野市より委託を受け事業展開しています。生活相談・福祉資金貸付相談対応を行なう上で、同事業所と情報共有等連携を図っています。 また、福祉銀行(一般貸付金・応急援護費)貸付事業は、低所得者等世帯が一時的に資金が不足した際に必要なとして、市民の寄付金を原資に貸付対応を行なう独自の事業として実施しています。 そして、生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等に資金貸付し、民生委員及び社協が相談支援を行なうことにより世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。原資を国と千葉県が拠出し、千葉県社協が実施主体となり、債権者として貸付可否の決定や債権管理等を行ないます。実際の相談対応等は当協議会が行ないます。	○目指すべき方向性						習志野市に設置されている生活困窮者自立支援制度に基づく「らいふあつぎ習志野(習志野市生活相談支援センター)」との連携・情報共有を進め、個々の課題ケースに対応します。					
	◆アクションプラン						福祉資金貸付相談(福祉銀行貸付事業)					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続						検討	実施				
	○目指すべき方向性						独自の資金貸付(福祉銀行一般貸付金・応急援護費貸付金)は一時的に資金が不足した世帯に対し、生活状況を確認の上、貸付対応を行なっています。しかしながら返済が滞り、生活状況把握・督促にも関わらず未償還金の存在も継続しています。原資の減少が課題であるため、見直しが必要です。					
	◆アクションプラン						福祉資金貸付相談(生活福祉資金貸付事業)					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続						継続					
「習志野市生活相談支援センター」との連携は、今後も密に図っていく必要があります。 また、福祉資金貸付(福祉銀行一般貸付・応急援護費貸付)については、未償還者の増加による原資の減少と寄付金の減少が課題です。その為、事業の継続を維持するためには督促業務の強化及び習志野市役所生活相談課との緊密な協力関係の基に、未償還金の返済について見直し交渉を進める必要があります。 生活福祉資金貸付事業については、年金担保貸付融資の廃止を見据え、また未償還金の返済に向けた生活相談・督促を充実するためにも、相談人及び自立生活支援員の安定した確保が課題です。	○目指すべき方向性						千葉県社協が実施主体の資金貸付(生活福祉資金貸付)は、低所得者等世帯に資金貸付を行なう事業ですが、生活状況把握・督促にも関わらず、返済が滞り未償還金の発生も継続しています。年金担保融資の申込受付終了(令和4年3月末)に伴い、生活福祉資金の問い合わせ・需要拡大が予想されます。					

重点施策	8. 福祉サービス利用援助事業						
地域福祉計画との連動箇所	1-1 1-3 1-4 2-3 2-4 3-1 4-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
福祉サービス利用援助事業	◆アクションプラン	福祉サービス利用援助事業の利用促進					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					35
市内在住の高齢者や障害をお持ちで判断能力が不十分な方が、安心して暮らせるように、福祉サービスの手続きのお手伝いや、金銭管理を行なう事業です。 日常のお金の出し入れだけでなく、公共料金等、各種支払いについても代行支援を行なっています。 本人の判断能力の低下により、本事業では支援が難しくなったり、他の制度利用が望ましい場合は、成年後見制度をはじめ、適切なサービスを受けられるようにお手伝いします。	○目指すべき方向性	住民をはじめ、関係機関等に対して、広報紙等による周知を行ないます。必要に応じて出前講座を実施し、事業の利用促進に努めます。					
	◆アクションプラン	生活支援員の養成・育成					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	養成 5	養成 5	育成	養成 5	養成 5	養成 5
	○目指すべき方向性	養成講座やフォローアップ講座を開講し、本事業を担う生活支援員の養成を行ないます。また、現任の生活支援員に対して連絡会議や研修を実施し、資質向上を図ります。					
	◆アクションプラン	他機関との連携					
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
本人以外からの相談が多いことから、地域住民をはじめ、ケアマネージャー等関係機関への事業啓発が必要です。 利用者における生活課題が、認知症のみならず、精神障害や高次脳機能障害等、多種多様になってきています。 生活支援員では対応しきれないケースの増加に伴い、専門員の負担が大きくなっています。 生活支援員の人材不足も大きな課題です。現在活動中の支援員が高齢となっており、世代交代が必要です。定期的に養成講座を実施していますが、参加者数は年々減少傾向にあります。	○目指すべき方向性	多種多様な生活課題に対応できるよう、千葉県社協をはじめ、市役所や高齢者相談センター、福祉施設等、他機関との連携を図り、一方向的な支援にとどまらないように努めます。					

重点施策	9. 成年後見事業の充実						
地域福祉計画との連動箇所	1-1	1-3	1-4	2-3	2-4	3-1	4-2
(事業名)	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)						
	前期			後期			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
成年後見事業の充実	◆アクションプラン			相談機能の向上			
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続			実施			
平成30年4月から習志野市より「成年後見センター」の委託を受けて運営を開始しました。 ①成年後見制度全般の相談支援 ②市民後見人の養成・支援 ③普及啓発 を行ない、認知症・知的障がい・精神障がい等の方が、不動産・預貯金の管理や日常生活に必要な契約等においてトラブルや被害を受けることがないよう、その方の権利擁護に努めています。	○目指すべき方向性			成年後見制度の相談でも、課題は異なり多様化してきています。個々のケースに対応していけるように、職員の研鑽及び資質向上に努めます。			
	◆アクションプラン			利用促進につながる普及啓発の実施			
	●数値目標あるいは検討・実施・継続			実施			
	○目指すべき方向性			成年後見制度を、必要な方が必要になった時にスムーズに利用できるように、地域における普及啓発に努めます。			
	◆アクションプラン			市民後見人の養成・育成			
	●数値目標あるいは検討・実施・継続			育成	養成 20	育成	育成
(事業課題)	●数値目標あるいは検討・実施・継続			育成	養成 20	育成	育成
成年後見制度の相談も課題が多様化しており、制度利用の前に課題の整理が必要なケースもあり、制度利用にとらわれずに、広い視野を持って一つひとつのケースに向き合う必要があります。 一方で、必要に迫られて制度利用の相談に来るケースもあり、予備知識としての制度の周知が必要となっています。 また、親族ではなく、専門職後見人の選任が多い中で、今後は専門職後見人が不足することが予測されます。このため、より身近な存在としてきめ細やかな対応が担える市民後見人を養成・育成していく必要があります。法人後見の実施には人材と財政面での課題をのりこえる必要があります。	○目指すべき方向性			家族関係が変化してきている中で、専門職後見人が不足することが考えられます。担うことができる市民後見人の養成と育成に努めます。			
	◆アクションプラン			法人後見の実施検討			
	●数値目標あるいは検討・実施・継続			検討		実施	
	○目指すべき方向性			課題をどう乗り越えていくか、現状でどこまでできるのかを検討します。			

重点施策	10. 地域福祉センターの運営						
地域福祉計画との連動箇所	1-2、1-4、4-1、4-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉センターの運営	◆アクションプラン	いずみの家の利用促進					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
地域福祉の推進を図ることを目的とした団体等へ活動の場を提供し、その活動を促進するだけでなく、情報提供することで、住民の福祉意欲の啓発、社会参加の促進、生きがいづくりの支援をしていきます。	○目指すべき方向性	いずみの家の利用促進を図る為、視察の受け入れ、また地域への積極的な情報発信に努め、ソフト面・ハード面ともに利用しやすい施設環境の整備を行ない、利用促進につなげます。					
	◆アクションプラン	ボランティア団体支援					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	既存のボランティア団体の活動支援に加え、ボランティア養成講座を開催し、住民の福祉意識の啓発や、グループ化を支援します。					
(事業課題)							
いずみの家の認知度を上げるような積極的な情報発信やボランティア・市民活動センターと協働でボランティア養成講座等開催、視察の受け入れを実施していく必要があります。 また、既存のボランティア団体はもちろんのこと、新規の団体の利用促進や地域課題を解決していくためのグループ化の支援が必要です。 新規団体の利用につなげていくためには、ソフト面・ハード面での環境整備も必要です。							

重点施策	11. 老人福祉センターの充実						
地域福祉計画との連動箇所	1-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
老人福祉センターの運営	◆アクションプラン	さくらの家の利用促進、魅力ある施設運営					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	検討	実施				
高齢者が生きがいをもち、心身共に明るく充実した生活を送り、健康寿命を延ばすために、仕事・家庭以外の第3の憩いの場として、さくらの家の活用を促進します。	○目指すべき方向性	さくらの家の認知度を上げる為、年齢に関わらず利用できるオープンデーや、各種行事等を企画・開催します。 また、各種イベントの際に利用登録をすすめ利用人数の向上に努めるとともに、地域への積極的な情報発信に努めます。 利用者の定着、利用促進につなげるためにも、ソフト面・ハード面ともに利用しやすい施設環境の整備を行ないます。					
	◆アクションプラン	さくらまつりの開催及びサークル活動の支援					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	高齢者の通いの場、居場所づくりの一環として、サークル活動の支援及びサークル活動発表の場である「さくらまつり」の開催を支援します。					
(事業課題)							
さくらの家の認知度が低く、また新規登録者が定着しづらい状況です。 さくらの家の認知度を上げるような積極的な情報発信や行事の開催、高齢者だけではなく、高齢者を抱える家族等幅広い世代をターゲットにしたオープンデーの開催などの取り組みが必要です。 メンバーの高齢化に伴うサークルの縮小もある為、サークル活動及びサークル活動発表の場である「さくらまつり」開催への支援が必要不可欠です。 また、従前の利用者はもちろんのこと、新規登録者が「また利用したい」と思えるような、ソフト面・ハード面での施設環境の整備が必要です。							

重点施策	12. 地域福祉活動の周知						
地域福祉計画との連動箇所	1-2、4-2	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉活動の周知	◆アクションプラン	広報紙「ふくし習志野」やホームページの充実					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続	検討	実施				
広報紙あるいは、その他の媒体を活用した情報発信を通じて、地域福祉活動に対する理解を求めていくだけでなく、地域住民の福祉意欲の啓発に取り組めます。	○目指すべき方向性	他市社協だけでなく民間を含めた広報媒体の研究し、一目で習志野社協の広報紙「ふくし習志野」、ホームページと理解できる広告媒体の制作をしていきます。					
	◆アクションプラン	Facebook(SNS)の効率的かつ効果的な情報の受発信					
	●数値目標あるいは検討・実施・継続	実施					
	○目指すべき方向性	地域の情報について職員がアンテナを張り巡らせ、地域に出向きアウトリーチ型の情報受発信に努めます。					
(事業課題)							
これまで広報紙を新聞折込しておりましたが、年々新聞契約件数が減少しています。必要な方に情報が届くようPRを強化して、どのような情報をどのような媒体で発信していくのが有効なのか整理をしていく必要があります。							

重点施策	13. 第6次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の見直し及び評価基準の検討						
地域福祉計画との連動箇所	社協独自事業	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
第6次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の見直し及び評価基準の検討	◆アクションプラン	第7次地域福祉活動計画プロジェクト					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続			立上げ 検証	反映 実施	実施	まとめ
	○目指すべき方向性	プロジェクトを立ち上げ、福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、前期2か年の計画を検証し、後期3か年計画に反映します。					
(事業課題)							

重点施策	14. 第7次地域福祉活動計画の策定						
地域福祉計画との連動箇所	社協独自事業	年次計画(◆方策・●目標・○目指すべき方向性)					
(事業名)		前期			後期		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
第7次地域福祉活動計画の策定	◆アクションプラン	第7次地域福祉活動計画プロジェクト					
(事業概要)	●数値目標あるいは検討・実施・継続			立上げ	研究		意見交換 まとめ
	○目指すべき方向性	プロジェクトを立ち上げ、地域課題を集約し、次期計画策定に反映します。					
(事業課題)							

第6次 習志野市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく 地域で安心して暮らし続けるために
(令和2年度 ～ 令和7年度)

発行 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

習志野市秋津3-4-1

TEL 047(452)4161

FAX 047(451)8211